

質問①

今後は書式の変更等のお知らせは2月1日前までに行うか、変更の周知が遅くなるのであれば報告時期を延期するなどの手続きを取って頂くべきだと存じます。昨年分のフォーマットのホームページへのアップも2月に入ってからの対応でした。改善を求めます。

回答①

ご指摘ありがとうございます。次年度以降は速やかに対応してまいります。

質問②

重度の認知症があり、進行性の為、長期の入院生活よりも施設入所が望ましい状態と思われます。夫の退院のめどが立ってから入院している病院系列の施設を病院側が考えているようです。今後の関わりとして、本人は認知機能が著しく低下している中で、後見人が全て判断できるのでしょうか？

夫も認知機能低下が進行しているため、医療保護入院をしたばかりですので、夫の判断を期待できません。本人はほとんどわからない状況ですが、後見人との顔合わせは、すぐに必要でしょうか？新型コロナ感染拡大により、病院内での面会が厳しくなってきております。病院の担当ワーカーとの面談のみでしばらく対応していくてもよろしいでしょうか？

回答②

新型コロナウイルス感染拡大の懸念から医療機関等での被後見人との面会制限等の中でご苦労をされていることと思います。被後見人の意思を確認しながら協議すべきところではありますが、被後見人の意思の確認が難しい場合には被後見人にとっての最善の利益を関係者間で協議していくことが望ましいと考えます。

質問③

コロナでの面会制限どう考えたらいいのか？

回答③

新型コロナウイルス感染症対応に関する後見業務については、2020年4月1日付けではあとなお北海道より会員の皆様へ文章にてお知らせをさせていただいております。当会では月1回のご本人の面会を基本としておりますが、コロナ

禍においては必ずしも月1回の面談が実施できない状況もあることから、面談がかなわない場合であっても、電話連絡等で支援関係者を通じてご本人の状況を把握する等検討の上、後見人としての責務を果たすことを求めています。

質問④

医療保護入院となり、保護者として手続きを行った。入院時、すぐに行行動制限についての説明と同意を求められたが、入院時の段階で、行動制限すべき時が来るかどうか不明だったため、同意はしなかった。その後、入院期間は長かったが、1度も行動制限することはなかった。

実際には入院初日（必要かどうかわからないのに）に求められることも多いと聞いているが、病院によっては「同意できない場合は入院ができない」と言われるところもあると聞いており、どのように対応しているのか参考までに伺いたい。

回答④

身体拘束せざるを得ない状況（切迫性、非代替性、一時性）で被後見人の生命維持に危険が生じる場合には、同意することはやむを得ないと考えます。